



プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成26年12月17日開催の第213回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1. 米穀受渡細則一部変更（案）の件（資料1）

原案どおり承認された

2. 農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表（案）（平成27年7月限～9月限適用）の件（資料2）

原案どおり承認された

3. 農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表（案）（平成27年7月限～9月限適用）の件（資料3）

原案どおり承認された

4. 農産物（とうもろこし）現物先物取引格付表（案）（平成28年2月限以降適用）の件（資料4）

原案どおり承認された

報告事項

- ・平成27年 定例理事会・総会開催日程の件（別紙）

以上

変 更	現 行
<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める価格調整表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとす。</p> <p>(1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める<u>産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの</u></p> <p>(2) 食品衛生法に抵触しないもの</p> <p>(3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの</p> <p>(4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの</p> <p>(5) 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米</p> <p>(6) 一般流通品以上の品位を有するもの</p> <p>(7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの</p> <p>(附 則)</p> <p>この細則の変更は、平成26年12月17日より実施する。</p>	<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 本所での受渡しに供用できるものは、別に定める価格調整表に記載されたもので、次の要件を満たしたものとす。</p> <p>(1) 農産物検査法に基づく検査に合格したもの</p> <p>(2) 食品衛生法に抵触しないもの</p> <p>(3) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第3条及び第5条に規定する記録が作成され、かつ、同法第4条に規定する産地情報の伝達がなされたもの</p> <p>(4) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第63号）第1条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの</p> <p>(5) 農産物規格規程（農林水産省告示第244号）に定める紙袋に包装され、1袋の量目が正味30kgの水稲うるち玄米</p> <p>(6) 一般流通品以上の品位を有するもの</p> <p>(7) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの</p>

平成 26 年 12 月 17 日制定

農産物（大阪コメ）現物先物取引価格調整表

平成 27 年 7 月限～平成 27 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所
(60 kgにつき)

No.13

標準品	平成 26 年産コシヒカリ（石川県産及び福井県産） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30 kg 紙袋入）			
供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等及び 2 等合格品（正味 30 kg 紙袋入）			
品種銘柄	産地	地区	平成 26 年産	
			1 等 調整額	2 等 調整額
コシヒカリ	石川		0 円	平成 26 年産 1 等の調整額 から 減額 600 円
	福井			
	新潟		0 円	
	福島	会津	0 円	
	福島	中通り	-300 円	
	福島	浜通り	-300 円	
	茨城		-300 円	
	栃木		-300 円	
	千葉		-300 円	
	長野		-300 円	
	富山		0 円	
	三重		-300 円	
	滋賀		-300 円	
	京都		-300 円	
	兵庫		-300 円	
	鳥取		-300 円	
	島根		-300 円	
	岡山		-300 円	
	山口		-300 円	
	熊本		0 円	
	その他府県産		-300 円	

【留意事項】

- 受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、60kg につき 1,000 円とする。
- 福島県産コシヒカリの地域区分は以下の通りとする。
 - 会津……会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡又は南会津郡のいずれかを生産地とするもの
 - 中通り……福島市、郡山市、二本松市、伊達市、須賀川市、白河市、田村市、本宮市、伊達郡、安達郡、田村郡、岩瀬郡、石川郡、西白河郡又は東白川郡のいずれかを生産地とするもの
 - 浜通り……いわき市、相馬市、南相馬市、相馬郡又は双葉郡のいずれかを生産地とするもの
- 本取引所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - 食品衛生法に抵触しないもの
 - 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達が行なわれたもの
 - 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg の水稻うるち玄米
 - 一般流通品以上の品位を有するもの
 - 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
- 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

平成 26 年 12 月 17 日制定

農産物（東京コメ）現物先物取引価格調整表

平成 27 年 7 月限～平成 27 年 9 月限適用

大阪堂島商品取引所

No. 9

(60 kgにつき)

標準品	平成 26 年産コシヒカリ（茨城県産、栃木県産及び千葉県産） 農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等合格品（正味 30 kg 紙袋入）		
供用品	農産物検査法に基づく検査規格水稻うるち玄米 1 等及び 2 等合格品（正味 30 kg 紙袋入）		
調整額	平成 26 年産		/
	1 等	2 等	
	/	平成 26 年産 1 等の調整額から 減額 600 円	

【留意事項】

1. 受渡品故障申立て（品質のみ）の値引限度額は、60kg につき 600 円とする。
2. 本取引所の受渡しに供用するものは、次の条件を満たしたものに限る。
 - (1) 農産物検査法に基づく農産物規格規程（農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄であって、同法に基づく品位等検査の検査証明書を交付されたもの
 - (2) 受渡単位ごとに産地品種銘柄、産年及び等級が同一のもの
 - (3) 食品衛生法に抵触しないもの
 - (4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 3 条及び第 5 条に規定する記録が作成され、かつ、同法第 4 条に規定する産地情報の伝達が行われたもの
 - (5) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（農林水産省令第 63 号）第 1 条に規定する「用途限定米穀」または「食用不適米穀」に該当しないもの
 - (6) 農産物規格規程に定める紙袋に包装され、1 袋の量目が正味 30kg の水稻うるち玄米
 - (7) 一般流通品以上の品位を有するもの
 - (8) 破損又は障害等の事故品を取り除いたもの
3. 貨物運送運賃は別に定めるとおりとする。

平成26年12月17日制定

とうもろこし現物先物取引格付表

(平成28年2月限以降適用)

大阪堂島商品取引所

NO. 11

(1,000kgにつき)

標準品	アメリカ合衆国産 黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 NO. 3	格 差
供用品	アメリカ合衆国産 黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 NO. 1	同 格
	アメリカ合衆国産 黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 NO. 2	同 格

【留意事項】

本所での受渡しに供用できるものは、次の要件を満たしたものとする。

- (1) アメリカ合衆国産黄とうもろこしであって、船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書にその旨が表示されているもの
- (2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの並びに積来本船から直接もしくは一時サイロ保管された後に内航船又は舢（以下「内航船等」という。）に積み換えられ、当該内航船等から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの（以下「回送品」という。）
- (3) 海上保険料（回送品にあつては回送延長保険料も含む）及び海上運賃は、渡方が負担したもの
- (4) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付農林水産省消費・安全局長通知）に基づきA飼料として、本所が特定した業者が輸入したもの
- (5) 品位は、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格No.3以上、水分15%以下で輸出されたもので、送り状(Invoice)により確認できるもの
- (6) 産地を正常無事故の状態に積み出されたものであって、植物防疫法に抵触することなく、かつ、雨淡水濡れ、汗濡れ、海水濡れ、カビ損、高温障害等の事故品を取り除いたもの
- (7) 臨海サイロ（保税倉庫）に保管され、積来本船入港日から起算して30日以内のもので、かつ、回送延長保険で担保されているもの

平成 2 7 年 定例理事会開催日程

- 1 月 2 0 日 (火)
- 2 月 2 0 日 (金)
- 3 月 1 2 日 (木)
- 4 月 2 0 日 (月)
- 5 月 1 5 日 (金)
- 6 月 1 9 日 (金)
- 7 月 2 2 日 (水)
- 8 月 2 0 日 (木) 書面審議
- 9 月 1 8 日 (金)
- 1 0 月 2 1 日 (水)
- 1 1 月 2 0 日 (金)
- 1 2 月 1 8 日 (金)

平成 2 7 年 臨時総会及び通常総会開催日程

- 臨時総会 3 月 2 5 日 (水)
- 通常総会 5 月 2 7 日 (水)

(注) 止むを得ない事情により日時を変更する場合があります。

以 上